

令和8年6月1日から入院時の食事療養費・生活療養費
(療養病床に入院の65歳以上の方)の負担額が変わります

国の健康保険法等の規定に基づき、令和8年6月1日より患者様のご負担金額が下記の通り変更となります。全医療機関共通の金額となりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

入院時の食事療養の標準負担額 (患者様負担額)			
所得区分		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
69歳までの患者様	70歳以上の患者様		
区分ア	現役並みⅢ	1食 510円 (1日3食 1,530円)	1食 550円 (1日3食 1,650円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食 240円 (1日3食 720円)	1食 270円 (1日3食 810円)
区分オ	低所得Ⅱ	1食 190円 (1日3食 570円)	1食 220円 (1日3食 660円)
長期該当	長期該当		
	低所得Ⅰ	1食 110円 (1日3食 330円)	1食 130円 (1日3食 390円)
低所得者Ⅱに該当しない指定難病患者	低所得者Ⅰ,Ⅱに該当しない指定難病患者	1食 300円 (1日3食 900円)	1食 330円 (1日3食 990円)

入院時の生活療養の標準負担額 (患者様負担額)			
所得区分		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
65歳以上の患者様			
現役並みⅢ、Ⅱ、Ⅰ		370円 (1日当たり)	430円 (1日当たり)
一般			
低所得Ⅱ、Ⅰ			
指定難病患者		自己負担なし	自己負担なし



医療法人 仁誠会

奈良セントラル病院